

# 令和7年度 堺っ子くらぶ 「すくすく教室」のご案内

このパンフレットは、堺っ子くらぶ「すくすく教室」の利用を希望される方に、事業の内容や申し込みの時期、申し込みに必要な書類等、利用していただけうえで必要な情報を案内しているものです。

スマホやパソコンで申し込みや届け出ができる、  
「堺市電子申請システム」で申し込みしてください。  
必要書類もデータで添付でき、24時間手続可能です！  
※「すくすく教室」での申し込み受け付けは行いません。

- 令和6年度に利用していても、新たに（毎年度）申し込みが必要です。
- 令和6年度に一部負担金を減額・免除されていても、令和7年度は自動的に減額・免除されません。
- 令和7年度に一部負担金の減額・免除を希望される方は、新たに（毎年度）減額・免除申請が必要です。
- 堺っ子くらぶ実施校についてはP 1で確認してください。
- 「すくすく教室」と「のびのびルーム」の違いはP 1で確認してください。

## 申し込み受け付け期間

### 【4/1から利用希望の場合】

《1次申し込み受け付け期間》 令和6年11月1日（金）～11月29日（金）

《2次申し込み受け付け期間1》 令和7年2月20日（木）～2月28日（金）

《2次申し込み受け付け期間2》 令和7年3月3日（月）～3月25日（火）

### 【年度途中から利用希望の場合（例えば夏休みのみ利用の場合等）】

令和7年3月26日（水）以降で、

利用開始希望日の前月の初日から同希望日を起算日として6開庁日前まで

（例）令和7年7月22日から利用希望の場合は6月1日から7月14日まで

## お問い合わせ

堺市教育委員会事務局 放課後子ども支援課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

（堺市役所高層館11階北側）

TEL 072-228-7491 FAX 072-228-7009

## 【利用にあたっての注意事項等】

申し込みをされる前に、必ず以下の注意事項をご確認ください。

利用について	活動中は集団生活のルールを守り、指導員の指示に従ってください。ルールを守れない等、管理運営上安全が図れないと認められる場合は、利用承認を一時停止し、又は取り消すことがあります。また、児童のみで習い事等で途中退室し、再度戻ることは、安全管理上ご遠慮いただいております。
土曜日・長期休業中の利用時間について	土曜日・長期休業中は午前9時以降に利用可能となります。厳守されない場合は、利用承認を一時停止し、又は取り消すことがあります。
送り迎え及び一斉下校について	午後5時までになるべくお迎えをお願いします。お迎えがない場合は午後5時（11月～2月は午後4時30分）に一斉下校します。ただし、美木多小学校においてはお迎えが必要です。土曜日・長期休業中はお迎えに加え、安全面の観点からなるべくお送りもお願いします。なお、近隣住民のご迷惑となるため、車での送り迎えはご遠慮ください。
昼食について	給食のない日は、保護者においてお弁当及び十分な量のお茶の用意をしてください。
のびのびルームへの変更	月途中での変更はできませんのでご注意ください。すくすく教室の退室届と、のびのびルームの利用申し込み（保護者全員の就労証明書等も同時に提出）が必要です。
退室について	堺市外に転出してすぐすぐ教室を利用しなくなる場合や、現在利用していて年度途中で利用をやめる場合は、退室届の提出が必要です。提出を行わないと、転出後も利用しなくなった後も一部負担金が必要となりますので、退室させようとする日から起算して6開庁日前（土・日曜日、祝休日、年末年始を除いて市役所が開いている日で6日前）までに、必ず電子申請システムで手続していただくか、紙の「退室届」を放課後子ども支援課に提出してください（口頭での退室はできません）。
市内で転校し引き続き放課後児童対策等事業を利用する場合	現在利用中のすぐすぐ教室の退室届と転校先で利用する事業の利用申し込みが必要です。校区により実施事業に違いがあります。事前に放課後子ども支援課までお問い合わせください。

○令和6年度に利用していても、新たに（毎年度）申し込みが必要です

○堺っ子くらぶには、「すくすく教室」と「のびのびルーム」の2つのコースがあります（P1）

○毎月かかるのは一部負担金4,000円（8月のみ6,000円）です（P2）

○年に1回、傷害保険料（児童1人あたり年額800円）が必要です（P2）

○一部負担金の日割り計算はしておりません（P2）

○利用登録がある月は利用していなくても、費用が発生します（P2）

○一部負担金の減額・免除制度があります（P2）

※令和6年度に減額・免除されていても、新たに申請が必要です

○電子申請で申し込みしてください（P3）

○入室順位の決定は、申し込みの先着順ではありません（P4～P5）

○1次申し込みの結果は、令和7年2月下旬頃に郵送予定です（P4）

○長期休業中のみ（夏休み中など）の利用もできます（P5）

※申し込みの際に利用期間で入力（記入）した利用終了日以後は、届け出しなくても退室扱いとなります

○申し込みの結果は書面でお知らせします（P6）

○利用できない場合は、未納の負担金がある場合や、定員を超えたときなどです（P6）

# 令和7年度「堺っ子くらぶ（すくすく教室）」のご案内 （「のびのびルーム」は別の冊子です。）

令和6年度に利用していても、新たに（毎年度）申し込みが必要です。

## 1. 事業の内容について

堺っ子くらぶ「堺市放課後子ども総合プラン事業」では、放課後等に学校施設や専用教室等を活用して、児童が豊かな放課後等を過ごせるよう、留守家庭等児童を対象とする「のびのびルーム」と、全ての児童を対象とする「すくすく教室」の両事業を連携して実施し、「遊び・体験・交流・生活」の場を提供します。なお、本事業は業務委託により各受託事業者が運営を行いますが、堺市が児童の安全確保を図り実施している事業です。

○「すくすく教室」と「のびのびルーム」の違い（詳細はそれぞれの事業案内を参照）

	すくすく教室	のびのびルーム
対象児童	全児童	就労等世帯児童のみ
開設時間（平日）	放課後～午後 5:00	放課後～午後 6:30 (午後 7:00 まで延長可)
開設時間（土曜、長期休業）	午前 9:00～午後 5:00	午前 8:00～午後 6:30 (午後 7:00 まで延長可)
月額負担金	4,000 円(8 月のみ 6,000 円)	8,000 円(延長の場合は+1,000 円)
間食（おやつ）	なし	あり(月額 2,000 円)
お迎え	午後 5:00 までになるべくお迎えをお願いします。お迎えが無い場合は午後 5:00(11～2 月は午後 4:30)に一斉下校(※)します。	保護者等によるお迎えが必要です

※ただし、美木多小学校においては保護者等によるお迎えが必要です

対象児童	下記小学校の通学区域に住所を有する又は下記小学校に在籍する1～6年生に相当する年齢又は学年の全児童
------	---

(1) 実施期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
(2) 実施日時	月～金曜日(放課後～午後5時) 土曜日・長期休業中(午前9時～午後5時)
(3) 休業日	日曜日・祝休日・12月29日～1月3日

(注) 交通機関のスト、台風等の災害、学校保健安全法に基づく学校・学年・学級閉鎖、学校終業時刻繰上げ下校等により、実施日または実施時間を変更することや、臨時休室することがあります。

(4) 対象校	小学校名			
堺 区	・三宝	・浅香山	・少林寺	・大仙西
中 区	・深井	・東百舌鳥	・東陶器	
東 区	・南八下	・日置荘	・登美丘西	
西 区	・鳳	・向丘	・浜寺東	
南 区	・美木多	・宮山台	・若松台	・庭代台
北 区	・東三国丘	・金岡南	・赤坂台	・御池台

## 2. 一部負担金等のお支払いについて

### (1) 一部負担金 【減額・免除制度あり】

児童1人あたり 月額4,000円  
(8月のみ 月額6,000円)

(注) 利用の申し込みが承認された場合、利用がなくても、負担金の支払が必要です。利用しなくなった場合は、速やかに手続してください(必要な手続や期限については、申し込みに対する結果通知に同封します)。

- 月の途中の入・退室及び欠席がある場合も、その月の一部負担金のお支払いが必要です。  
(日割り計算はしておりません。)
- 交通機関のスト、台風等の災害、インフルエンザ等による学校・学年・学級閉鎖、学校終業時刻繰上げ下校等による臨時休室等で利用できなくなった場合も、その月の一部負担金のお支払いが必要です。  
(日割り計算はしておりません。)
- 一部負担金については、減額・免除制度があります(下記「減額・免除申請について」参照)。
- 一部負担金のお支払いは、口座振替(自動払込)<当月分を当月の25日>を推奨します。  
口座振替(自動払込)以外は金融機関での納付書払いとなります。詳細は利用決定後にご案内します。

#### 《減額・免除申請について》

(注) 令和6年度に減額・免除されていても、今回の申し込み時に利用申込書の「減額・免除申請について」欄又は、電子申請システム利用申込の「減額・免除申請の有無」の設問を「申請する」にしている場合、以下の1~3に該当していても減額・免除されません。

【申請理由】児童の属する世帯が次の場合(カッコ内は児童1人当たりの一部負担金の減免額)

- 1 生活保護法による被保護世帯(全額)
- 2 市町村民税非課税世帯(全額)
- 3 市町村民税のうち、均等割額のみ負担する世帯(半額)

#### 【注意事項】

- 最新の課税状況で審査します。令和7年5月31日までに申請する方で、令和6年1月1日時点で住民票の住所が堺市以外の場合は、その市町村長が証明する課税証明書類(※)を提出してください。  
また、令和7年6月1日以後に申請する方で、令和7年1月1日時点で住民票の住所が堺市以外の場合は、その市町村長が証明する課税証明書類(※)を提出してください。(※課税証明書類の裏面には、以下の情報を記入してください。①保護者氏名、②保護者電話番号、③小学校名、④児童氏名)
- 利用が決定した後や既に利用されている場合でも、減額・免除の申請はできますが、一部負担金の減額・免除の決定は、減額・免除申請の翌月分からとなりますのでご了承ください。
- 保護者の離婚・失業等の特別な理由により、市民税非課税世帯等と同等となる場合や、令和7年度が市民税非課税世帯等となる場合は、速やかに放課後子ども支援課へご相談ください。
- 減額・免除の期間内においてその理由が消滅した場合は、放課後子ども支援課へ申し出てください。

### (2) 傷害保険料

利用にあたっては、次の費用が別途必要になります。詳しくは、利用承認通知書に各堺っ子くらぶの連絡先一覧にアクセスできるQRコードを掲載した文書を同封しますので各自ご確認をお願いします。

別途必要な費用内訳	費用 詳 紹
傷害保険料 ※金額は改定される場合があります。	児童1人あたり、年額800円(一括払い、減額・免除制度なし) ※傷害保険補償額 入院日額4,000円、通院日額1,500円 ※年度途中に退室し同じ年度内に再度入室した場合、傷害保険料の再度のお支払いは不要です。

### 3. 利用申し込み方法について

電子申請の場合、申し込みが完了した際にメールが届き、記録も残ります。また、必要書類もデータで添付でき、24時間手続できますので、電子申請で申し込みしてください。

#### 【電子申請での手続き方法について（24時間受付）】

①右記QRコードを読み取り、「堺市電子申請システム」にアクセスしてください。

※パソコンから手続きする場合は「堺市電子申請システム」にアクセスし、個人向けの手続一覧において、「令和七年度 堺っ子すぐ 利用申込」（文字は全て全角で、3つの単語の間にはスペースを入力）と入力し検索してください。



②保護者名で電子申請システムの利用者登録をしてください（登録済の場合は不要です）。

③手続ページにて必要事項を入力し、手続を完了させてください。

QRコードは  
デンソーウェーブの  
登録商標です

④登録しているメールアドレスに、手続が完了した旨のメールが届いているか確認してください。

※②の利用者登録の完了メールだけではなく、その後に③の手続完了メールも届いているかご確認ください。

【注意事項】電子申請での申し込みは、午前0時00分～午後11時59分までに申し込みが完了したものと、その日の申し込み分として受け付けします。4月1日からご利用の場合は、必ず各申し込み（1次・2次申し込み）の最終日の午後11時59分までに申し込みを完了させてください。また、土・日曜日、祝休日、年末年始に申し込みしたものは、その次の開庁日の申し込み分として受け付けします。

紙の申込書を記入して申し込みむ場合は、下記の（1）、（2）の必要書類をご提出ください。  
提出方法はP4・P5をご確認ください。

#### 【必要書類】

(1) 利用申込書

(2) 児童状況調査票→該当がある場合のみ提出

#### 4. 利用申し込み期間について

##### (1) 4/1 から利用希望の場合 (1 次申し込み)

###### 【申し込み方法】

申し込み期間：令和6年11月1日（金）～令和6年11月29日（金）

**電子申請する場合**※24時間手続きでき、申し込み完了の記録も残ります！

P3「電子申請での手続き方法について」をご参照ください。

###### 紙の申込書で申し込みする場合

持参：P3に記載の必要書類を、放課後子ども支援課に受付時間内に持参してください。

郵送：P3に記載の必要書類を、申し込み期間内（申し込み期間前又は申し込み期間後に届いた場合は受け付けできません）に放課後子ども支援課宛に郵送してください（必着）。  
※通常よりも多くの料金がかかりますが、配達記録の残る「簡易書留」での郵送を推奨します。

受付場所	受付時間
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市教育委員会事務局 放課後子ども支援課 (堺市役所高層館11F 北側)  ※各区役所・すぐすぐ教室では 受け付けしていません。	午前9時～午後5時30分  ※2(土)、3(日 祝)、4(月 振替休日)、9(土)、 10(日)、16(土)、17(日)、23(土祝)、24(日)を除く

###### 【注意事項：1次申し込み】

・申し込み期間中は先着順ではなく、以下の優先順位に沿って入室順位を決定します（同じ優先順位となった場合は抽選）。

定員を超過した場合は、待機となります（待機順位は別途通知します）。

###### ＜優先順位＞

学年順 (①1年→②2年→③3年→④4年→⑤5年→⑥6年)

・利用申し込みの結果は、令和7年2月下旬頃に郵送予定です。  
3月上旬になんでも届かない場合はご連絡ください。

(2) 4/1 から利用希望の場合 (2 次申し込み)、(3) 年度途中から利用希望の場合

### 【申し込み期間】

#### 4/1 から利用希望の場合 (2 次申し込み)

① 令和7年2月20日（木）～2月28日（金）<必着>

※期間内に受け付けた申し込みの中で、先着順ではなく、優先順位に沿って入室順位を決定

② 令和7年3月3日（月）～3月25日（火）<必着>

※同日に受け付けた申し込みの中で、先着順ではなく、優先順位に沿って入室順位を決定

#### 年度途中から利用希望の場合 (随時申し込み)

③ 令和7年3月26日（水）以降で、利用開始希望日の前月の初日から

同希望日を起算日として6開庁日前まで<必着>

（例）令和7年7月22日から利用希望の場合は6月1日から7月14日まで

※同日に受け付けた申し込みの中で、先着順ではなく、優先順位に沿って入室順位を決定

### 【申し込み方法】

#### 電子申請する場合 ※24 時間手続でき、申し込み完了の記録が残ります！

P3「電子申請での手続き方法について」をご参照ください。

#### 紙の申込書で申し込みする場合

P3 に記載の必要書類を放課後子ども支援課（※）に郵送または持参してください。

（※提出先）〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 放課後子ども支援課

堺市役所 高層館11階北側 午前9時～午後5時30分（土・日曜日、祝休日、年末年始を除く）

### 【注意事項：2 次申し込み、随時申し込み】

- 上記「申し込み期間」の①の申し込み期間は期間内に、②、③の申し込み期間は同日に受け付けた申し込みの中で、先着順ではなく、以下の優先順位に沿って入室順位を決定します（同じ優先順位となった場合は抽選）。定員を超過した場合は、待機となります（待機順位は別途通知します）。

#### <優先順位>

学年順（①1年→②2年→③3年→④4年→⑤5年→⑥6年）

- 利用申し込みの結果は1週間～15日程度で郵送予定です（利用開始希望日までには何らかの連絡を差し上げます）。

## 5. 利用の承認・その他の手続きについて

### 【申し込み結果の通知方法について】

利用できる場合は、申し込みのあった住所に利用承認通知書を郵送します。  
利用できない場合も書面でお知らせします。

### 【利用できない場合】

下記の場合は、申し込みのご希望通りに本事業をご利用頂けませんのでご了承ください。

- ① 「のびのびルーム」「放課後ルーム」「堺っ子くらぶ」の未納となっている一部負担金がある場合（きょうだい等の分を含む。）
- ② 定員を超過しており、待機となる場合
- ③ 「堺っ子くらぶ」の管理運営上、児童の安全が図れないと認められる場合
- ④ 問い合わせをしても連絡がとれず、入室に必要な書類・情報がそろわなかつた場合

### 【注意事項】

- ①について、特別な事情で一部負担金の未納分の納付が困難な場合は、放課後子ども支援課へご相談ください。
- ②について、待機となった場合は待機順位を決定し、「待機順位決定通知書」にてお知らせします。定員に空きが出た際は、待機されている児童の中から順に利用のご案内をします（詳細は通知書でご確認ください）。

### 【利用を辞退する場合（4月1日からの利用申し込みをした場合）】

- 4月1日からの利用申し込みをして、申し込み結果の通知が届く前に辞退する場合は、放課後子ども支援課へご連絡ください。
- 4月1日から利用開始の利用承認通知書が届いた後に辞退する場合は、同封されているご案内に記載の辞退手続の期日までに、電子申請システムで手続していただくなか、紙の「辞退届」を放課後子ども支援課に提出してください。
- 期日までに放課後子ども支援課への連絡及び辞退の手続をされなかつた場合は傷害保険への加入の関係で、4月1日から事業をご利用されなくとも傷害保険料（年額800円）をお支払いいただきます。
- 3月以降に4月1日からの利用申し込みをした場合、申し込み日によっては、利用承認通知書に同封するご案内に辞退手続の期日を記載していません。利用開始日までに辞退する場合は、放課後子ども支援課へご連絡ください。「辞退届」についてご案内します。ご連絡をいただいた場合でも、傷害保険への加入の関係で、事業をご利用されなくとも傷害保険料（年額800円）をお支払いいただく場合があります。

### 【利用を辞退する場合（随時申し込みをした場合）】

- 令和7年3月26日以降に随時申し込みをした場合で、利用開始日までに辞退する場合は、放課後子ども支援課へご連絡ください。「辞退届」についてご案内します。ご連絡をいただいた場合でも、傷害保険への加入の関係で、事業をご利用されなくとも傷害保険料（年額800円）をお支払いいただく場合があります。

堺市放課後子ども総合プラン事業実施要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。なお、『「すくすく教室」のご案内』の記載事項を遵守できない場合又はこの申込書に虚偽の記載があった場合は、利用の承認を取り消されても異議はありません。

また、利用承認の決定及び利用状況や債権等の管理のために、児童に関する情報、世帯状況、その他必要な情報等について、確認されることに同意します。一部負担金の減額・免除申請を行った場合は、減額又は免除の決定のため、生活保護の受給状況、家族全員に係る市民税の課税状況、児童扶養手当の受給状況、その他必要な情報等についても、確認されることに同意します。

さらに、上記内容及び申込みに係る提出書類に記載された内容のうち、当事業の利用に関して必要な情報については、当事業の運営及び児童の安全のために、運営事業者や学校等の関係機関と共有されることに同意します。

・着色部分について確認し、該当する箇所に記入願います。申し込み1世帯につき、1部必要です。

・黒色または青色のボールペン等でご記入ください。(鉛筆等、消えてしまう筆記具不可)

### ○世帯について

住所	〒 _____			学校名	小学校
保護者	氏名		児童から みた続柄	生年月日	携帯電話番号
	① (申込者)	(フリガナ) .....		S H 年 月 日	
②	(フリガナ) .....		S H 年 月 日		
自宅電話番号	緊急連絡先(※1)	〈名称〉	〈電話番号〉		

※1 ・記入は任意です。申込書の内容を電話にて確認させていただく場合があり、保護者の携帯電話及び自宅の電話につながらない際に使用することがあります。

«減額・免除申請について(※2)»申請有無について選択してください。 申請する · 申請しない

「申請する」を選択された場合は、以下のうち該当する申請理由の番号を右のカッコ内に記入してください。 ( )

1.生活保護法による被保護世帯(全額) 2.市町村民税非課税世帯(全額) 3.市町村民税のうち均等割額のみを負担する世帯(半額)

また、「申請する」を選択された場合は、ひとり親家庭に該当するかどうか選択してください。 該当する · 該当しない

※2

・「申請する」を選択された場合は、堺市放課後子ども総合プラン事業の利用に係る一部負担金の減額又は免除について、堺市放課後子ども総合プラン事業実施要綱第18条の規定により申請したものとします。

・申請理由の1または2に該当する場合は一部負担金が全額免除、3に該当する場合は半額減額されます。

・当初申込期間から令和7年5月31日までに申請する方で、令和6年1月1日時点で課税地が堺市外の場合は、その市町村長が証明する課税証明書類を提出してください。また、令和7年6月1日以後に申請する方で、令和7年1月1日時点で課税地が堺市以外の場合は、その市町村長が証明する課税証明書類を提出してください。

(課税証明書類の裏面には、以下の情報を記入してください。①保護者氏名、②保護者電話番号、③小学校名、④児童氏名)

### ○利用申込児童について

氏名		生年月日	学年 (R7.4.1時点)	利用期間 (R8.3.31までの間)
①	(フリガナ) .....	H 年 月 日	新 年	R7年4月1日～ R8年3月31日 (年度途中の場合は修正し記入ください)
②	(フリガナ) .....	H 年 月 日	新 年	R7年4月1日～ R8年3月31日 (年度途中の場合は修正し記入ください)
③	(フリガナ) .....	H 年 月 日	新 年	R7年4月1日～ R8年3月31日 (年度途中の場合は修正し記入ください)

別紙児童状況調査票、減額免除関係書類も該当する場合は必要です(詳細はご案内P2・3参照)



下記の項目にいずれも該当しない場合は、本調査票の提出は不要です。

埠っ子すく

(2) 児童状況調査票 \*お子様の状況について、お聞かせください。

- ◇ 申込児童が複数の場合、そのうち1名でも以下①～⑧の質問項目にあてはまる場合は、  
その児童の氏名をご記入いただき、表の左の欄に○をしてください。
- ◇ ご記入いただいた内容について、放課後子ども支援課より詳しく聞かせていただくことがあります。

学校名		記入した方	連絡先
	小学校	(続柄)	( )
1人目	新学年 年	フリガナ	就学前施設（新1年生のみ記入） 過去、同じ学校での「埠っ子くらぶ」の利用実績について ( 有 無 )
		児童名	
	①アレルギーがあり、生活面で除去食等の対応が必要である。 アレルゲン ( )		
	②エピペンを所持している		
	③ルームでのエピペン接種対応を希望する		
	④てんかん坐薬等を所持している		
	⑤ルームでの坐薬挿入等てんかん対応を希望する		
	⑥支援学級に在籍または在籍予定		
	⑦身体・知的・発達についての診断を受けたことがある (診断名 )		
⑧食事・排泄・着替え等に大人（指導員）の介助が必要			
2人目	新学年 年	フリガナ	就学前施設（新1年生のみ記入） 過去、同じ学校での「埠っ子くらぶ」の利用実績について ( 有 無 )
		児童名	
	①アレルギーがあり、生活面で除去食等の対応が必要である。 アレルゲン ( )		
	②エピペンを所持している		
	③ルームでのエピペン接種対応を希望する		
	④てんかん坐薬等を所持している		
	⑤ルームでの坐薬挿入等てんかん対応を希望する		
	⑥支援学級に在籍または在籍予定		
	⑦身体・知的・発達についての診断を受けたことがある (診断名 )		
⑧食事・排泄・着替え等に大人（指導員）の介助が必要			
3人目	新学年 年	フリガナ	就学前施設（新1年生のみ記入） 過去、同じ学校での「埠っ子くらぶ」の利用実績について ( 有 無 )
		児童名	
	①アレルギーがあり、生活面で除去食等の対応が必要である。 アレルゲン ( )		
	②エピペンを所持している		
	③ルームでのエピペン接種対応を希望する		
	④てんかん坐薬等を所持している		
	⑤ルームでの坐薬挿入等てんかん対応を希望する		
	⑥支援学級に在籍または在籍予定		
	⑦身体・知的・発達についての診断を受けたことがある (診断名 )		
⑧食事・排泄・着替え等に大人（指導員）の介助が必要			

- ◎ ルームでは原則、医療行為を行うことができません。また服薬は利用児童本人でしていただき、ルームでは原則、薬は預かりません。
- ◎ 緊急時は保護者の方への連絡及び救急搬送処置を行います。
- ◎ 坐薬挿入等てんかん対応及び、エピペン接種対応を希望される方は、後日送付する書類に必要事項を記入の上、  
放課後子ども支援課へ提出してください。

(2)

